○確認対象乳母車に係る事務処理要領の制定について

令和２年11月27日例規（交総）第97号

最近改正

令和５年３月24日例規（交総）第32号

この度、別記のとおり確認対象乳母車に係る事務処理要領を制定し、令和３年１月１日から実施することとしたので、適切な運用に努められたい。

別　記

確認対象乳母車に係る事務処理要領

第１　趣旨

この要領は、道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第１条第２項第１号の規定により警察署長（以下「署長」という。）が行う確認対象乳母車に係る事務について必要な事項を定めるものとする。

第２　定義

この要領において「確認対象乳母車」とは、乳母車のうち、原動機を用いるもので、かつ、道路交通法施行規則第１条第１項第１号に定める車体の大きさの基準を超えるため、同条第２項第１号の署長の確認（以下単に「確認」という。）の対象となるものをいう。

第３　確認の手続

１　確認申請書の提出

署長は、確認対象乳母車の利用者又はその代理人（以下「利用者等」という。）から、確認の申請があった場合は、確認申請書（別記様式第１号）の提出を求めるものとする。

２　審査の方法

署長は、確認の申請に係る利用者が当該申請に係る確認対象乳母車を特定の経路を通行させることその他の特定の方法により通行させること（以下「特定の通行方法」という。）が、他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることについて、次に掲げる書類を提出させ、当該書類の書面審査により確認の適否を判断するものとする。この場合において、必要と認めるときは、当該申請に係る確認対象乳母車及び特定の通行方法について実地調査を行い、確認の適否を判断するものとする。

(１)　申請に係る確認対象乳母車の車体の長さ、幅及び高さを証する書面（当該確認対象乳母車を製作し、又は販売する者が作成したものに限る。）

(２)　申請に係る特定の通行方法が他の歩行者の通行を妨げるおそれのないものであることを疎明する書類

３　確認証の交付

署長は、確認を行ったときは、利用者等に対し、確認証（別記様式第２号）を交付するものとする。

第４　確認証の携帯等の指導

署長は、前記第３の３の規定により確認証の交付を行う場合は、次の事項を利用者等に指導するものとする。

(１)　利用者が確認に係る確認対象乳母車を道路において利用する場合は、当該交付を受けた確認証を携帯すること。

(２)　利用者が確認に係る確認対象乳母車を利用しなくなったとき又は利用する必要がなくなったときは、速やかに当該交付を受けた確認証を署長に返納すること。

第５　交付簿の備付け

署長は、所属に確認対象乳母車確認証交付簿（別記様式第３号）を備え付け、確認証の交付等の経過を明らかにしておくものとする。